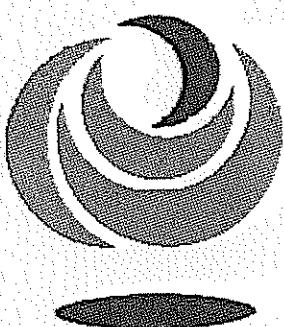


平成 28 年度 国土交通省税制改正概要



国土交通省

平成 27 年 12 月
国土交通省



目 次

平成28年度国土交通省税制改正概要（主要項目） ······ 1

平成28年度国土交通省税制改正概要（主要項目の概要） ······ 2

平成28年度国土交通省税制改正 説明資料

I. 豊かで安全・安心な暮らしの実現

○新築住宅に係る税額の減額措置の延長·····	5
○認定長期優良住宅に係る特例措置の延長·····	6
○買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長·····	7
○耐震、バリアフリー、省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置の延長・拡充·····	8
○空き家の発生を抑制するための特例措置の創設·····	9
○サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長·····	10
○居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長·····	11
○三世代同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例措置の創設·····	12
○防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の創設·····	13
○津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置の延長·····	14

II. 地域の魅力を生かした活力ある地域づくり

○低未利用地が散在するまちのにぎわいを再生するための制度改正に伴う特例措置の拡充·····	15
○都市農業振興基本法の制定を受けた都市農地・緑地に係る所要の措置·····	16
○地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充·····	17
○寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大·····	18
○JR九州の完全民営化に伴う税制上の所要の措置·····	19
○JR北海道・JR四国に交付する助成金に係る圧縮記帳·····	20
○並行在来線の鉄道施設に係る特例措置の延長·····	21
○都道府県の条例に定める乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長·····	22
○国内線航空機に係る特例措置の延長·····	23

III. 成長戦略の推進と国際競争力の更なる強化

○自動車の車体課税の見直し·····	24
○新たな物流効率化のための計画に係る特例措置の創設等·····	25
○JR貨物が取得する機関車・コンテナ貨車に係る特例措置の延長·····	26
○鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長・拡充·····	27
○国際船舶の登記に係る特例措置の延長・拡充·····	28
○成田国際空港株式会社の事業用資産に係る特例措置の延長·····	29

IV. 主要項目以外の項目

·····	30
-------	----

平成28年度国土交通省税制改正概要(主要項目)

I. 豊かで安全・安心な暮らしの実現

1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ① 新築住宅に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- ② 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)
- ③ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ④ 耐震、バリアフリー、省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置の延長・拡充(固定資産税)
- ⑤ 空き家の発生を抑制するための特例措置の創設(所得税・個人住民税)
- ⑥ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(所得税・法人税)
- ⑦ 居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長(所得税・個人住民税)
- ⑧ 三世代同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例措置の創設(所得税)

2. 防災・減災対策の強化

- ① 防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の創設(固定資産税)
- ② 津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置の延長(固定資産税)

II. 地域の魅力を生かした活力ある地域づくり

1. 都市の競争力・魅力の向上

- ① 低未利用地が散在するまちのにぎわいを再生するための制度改正に伴う特例措置の拡充(所得税・法人税等)
- ② 都市農業振興基本法の制定を受けた都市農地・緑地に係る所要の措置(相続税・固定資産税等)

2. 観光立国の推進

- ① 地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税等)
- ② 寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大(法人税等)

3. 活力ある交通ネットワークの形成

- ① JR九州の完全民営化に伴う税制上の所要の措置(事業税・固定資産税等)
- ② JR北海道・JR四国に交付する助成金に係る圧縮記帳(法人税)
- ③ 並行在来線の鉄道施設に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税等)
- ④ 都道府県の条例に定める乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長(自動車取得税)
- ⑤ 国内線航空機に係る特例措置の延長(固定資産税)

III. 成長戦略の推進と国際競争力の更なる強化

1. 自動車の車体課税の見直し

- ① 環境性能課税導入時における事業用自動車等への軽減措置、グリーン化特例の延長等(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

2. 交通インフラの機能強化

- ① 新たな物流効率化のための計画に係る特例措置の創設等(法人税・固定資産税等)
- ② JR貨物が取得する機関車・コンテナ貨車に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ③ 鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長・拡充(固定資産税等)
- ④ 国際船舶の登記に係る特例措置の延長・拡充(登録免許税)
- ⑤ 成田国際空港株式会社の事業用資産に係る特例措置の延長(固定資産税等)

平成28年度国土交通省税制改正概要(主要項目の概要)

I. 豊かで安全・安心な暮らしの実現

1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ①新築住宅に係る固定資産税の減額措置(戸建て3年間、マンション5年間、1/2 減額)の2年延長
- ②認定長期優良住宅の普及促進を目的とした以下の特例措置の2年延長
 - ・登録免許税:所有権保存登記(一般住宅 0.15%→0.1%)、所有権移転登記(一般住宅 0.3%→戸建て 0.2%、マンション 0.1%)
 - ・不動産取得税:課税標準からの控除額の特例(一般住宅 1,200 万円→1,300 万円)
 - ・固定資産税:新築住宅特例(1/2 減額)の適用期間を延長(戸建て3年→5年、マンション5年→7年)
- ③買取再販事業者により一定の質の向上のための改修工事が行われた中古住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置(所有権移転登記:一般住宅 0.3%→0.1%)の2年延長
- ④住宅ストックの性能の向上を図るため、以下の住宅リフォームをした場合の固定資産税の特例措置を2年延長、対象住宅を一部拡充
 - ・耐震改修:工事の翌年度 1/2 軽減、特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の場合は2年間 1/2 軽減
 - ・バリアフリー改修:工事の翌年度 1/3 軽減、築後 10 年以上を経過した住宅を対象に追加
 - ・省エネ改修:工事の翌年度 1/3 軽減
- ⑤空き家の発生を抑制するため、相続人が、相続により生じた古い空き家又は当該空き家の除外後の敷地について、相続以後3年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに譲渡した場合、譲渡所得から 3,000 万円を特別控除する特例措置を創設
- ⑥サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却制度(5年間 14%等)の延長
- ⑦居住用財産の買換え等に係る特例措置(譲渡益に係る課税繰延べ、譲渡損に係る損益通算及び繰越控除)の2年延長
- ⑧三世代同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例措置の創設

2. 防災・減災対策の強化

- ①一般電気事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置の創設
 - ・道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止している道路の区域:課税標準4年間 1/2
 - ・上記以外の区域:課税標準4年間 2/3
- ②市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等(防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設)に係る固定資産税の特例措置(取得後4年間、課税標準を市町村の条例で定める割合(1/2 を参酌)に軽減)の4年延長

II. 地域の魅力を生かした活力ある地域づくり

1. 都市の競争力・魅力の向上

- ①低未利用地が散在する地方都市におけるまちのにぎわいを再生するため、現行の市街地再開発事業に対し講じられている税制特例について、制度改正により創設される既存ストック活用エリア（個別利用区）に権利変換される場合にも適用を拡充
 - ・所得税・法人税等：権利変換において従前資産の譲渡がなかったものとみなす特例、清算金を取得した場合の代替資産取得特例又は5,000万円特別控除等
 - ・登録免許税：事業の施行に必要な登記について非課税
- ②都市農業振興基本法の制定を受け、都市農地・緑地の保全に資する所要の措置を検討

2. 観光立国の推進

- ①地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充
 - ・免税の対象となる、一般物品の最低購入金額を「10,000円超」から「5,000円以上」に引き下げる。
 - ・免税購入物品を免税店から直接海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続の簡素化を行う。
 - ・商店街の中に存在するショッピングセンター（商店街組合員）に入るテナント等が商店街の組合員でなくとも、当該テナントでの購入と商店街の組合員の店舗での購入を免税手続カウンターで合算することを可能とする。
 - ・免税品販売時に免税店が保管する購入者誓約書について、電磁的記録により保管することを可能とする。
- (長期検討項目)
 - ・将来的な免税手続の電子情報化に向けて、引き続き検討する。
- ②寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大
 - ・（独）国際観光振興機構（JNTO）が寄附金の募集、交付金の交付等により開催の円滑化を図るべき国際会議等について、参加国数を「おおむね10か国以上」から「おおむね3か国以上」に緩和する等、範囲を拡大する。

3. 活力ある交通ネットワークの形成

- ①JR九州の完全民営化に伴う税制上の所要の措置
 - JR九州に対する以下の主な税制特例措置について、平成28年度も現行どおり措置するとともに、平成30年度まで、一定の激変緩和措置を設ける。
 - ・三島特例（固定資産税、都市計画税）：課税標準 平成28年度 1/2、29年度、30年度 3/5
 - ・承継特例（固定資産税、都市計画税）：課税標準 平成28年度 3/5
 - ・事業税（資本割）：課税標準 平成28年度現行通り、29年度 3/4控除、30年度 1/2控除

- ②JR北海道・JR四国に交付する助成金に係る圧縮記帳
 - ・対象となる国庫補助金等の範囲に(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構がJR北海道・JR四国の安全対策等に対し交付する助成金を追加する。
- ③整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離される並行在来線の鉄道施設に係る特例措置(登録免許税:免税、不動産取得税:非課税、固定資産税等:課税標準20年間1/2)の7年延長
- ④都道府県の条例に定める生活路線を運行する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置の1年延長
- ⑤国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の特例措置(大型機:課税標準3年間2/3等)の2年延長

III. 成長戦略の推進と国際競争力の更なる強化

1. 自動車の車体課税の見直し

- ①平成27年度与党税制改正大綱等に沿って、以下のとおり見直しを行う。
 - ・自動車取得税:消費税率10%への引上げ時に廃止する。
 - ・自動車税・軽自動車税:環境性能割において、事業用自動車と軽自動車の上限税率2%の維持や、重量車の特性に鑑みた燃費基準と税率の要件を設定することなどにより、現行の自動車取得税よりも負担の軽減を図るとともに、グリーン化特例を1年延長する。

2. 交通インフラの機能強化

- ①輸送手段の転換、輸送と保管の機能連携等による物流の効率化を促進するため、新たな物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置を創設するなど所要の見直しを行う。
 - ・輸送連携型倉庫:法人税等の割増償却(5年間10%)、固定資産税等の特例措置(課税標準5年間1/2等)
 - ・貨物用鉄道車両:固定資産税の特例措置(課税標準5年間2/3等)
 - ・貨物搬送装置:固定資産税の特例措置(課税標準5年間3/5)
- ②JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得する機関車又はコンテナ貨車に係る固定資産税の特例措置(課税標準5年間3/5)の2年延長
- ③鉄道事業者等が取得する一定のバリアフリー施設に係る固定資産税等の特例措置(課税標準5年間2/3)の2年延長及び拡充(ホームドアシステムについて1日あたり利用者数10万人以上の駅を含む路線の駅等を追加)
- ④国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置(本則4/1000→特例3.5/1000)につき、要件を一部見直した上、2年延長及び拡充(船齢5歳以上の船舶を追加)
- ⑤成田国際空港株式会社の事業用資産に係る固定資産税等の特例措置(課税標準7/8)の2年延長

平成28年度国土交通省税制改正

説明資料

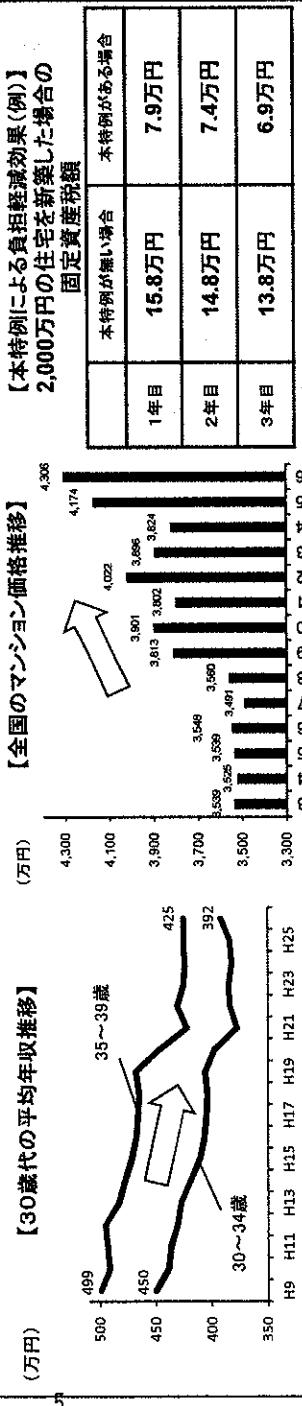
新築住宅に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)

住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図るために、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。

施策の背景

住宅取得に係る負担軽減の必要

- ・ 住宅の一次取得者層である30歳代の平均年収は低下傾向にある一方で、住宅価格は上昇傾向にあり、住宅取得環境は悪化。また、平成29年4月に消費税が引き上げられる中、住宅取得者の初期負担軽減が必要。
- ・ 本特例は賃家も対象としており、仮に本措置が講じられないと、増税率額が家賃に転嫁されるなど、賃貸住宅の入居世帯の負担が増加するおそれ。



要望の結果

新築住宅に係る固定資産税の減額措置

- ①一般の住宅：3年間 税額1／2減額
②マンション：5年間 税額1／2減額

適用期限を平成30年3月31日まで2年延長

政策目標：無理のない負担での良質な住宅の確保

認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)

耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される住宅の普及を促進するため、認定長期優良住宅に係る登録免許税、不動産取得税、固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長する。

施策の目標

「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」等を踏まえ、将来にわたり活用される良質な住宅ストックの形成を進め、成熟社会にふさわしい豊かな住生活の実現を図ることを目的とする。

【目標】新築住宅における認定長期優良住宅の割合

8.8%(*→20%)(平成32年度) ※認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月～平成22年3月の数値

施策の背景

⑥住宅ストックは量的に充足した一方で、
⑦本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来
⑧環境問題や資源・エネルギー問題の深刻化

「住宅を作つては壊す」社会から、「いいものを作つて、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へと移行することが重要
〔「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」より〕

要望の結果

登録免許税

税率を一般住宅特例より引き下げ
課税標準からの控除額を一般住宅
特例により増額

不動産取得税

一般住宅特例1,200万円→1,300万円
所有権保存登記:

一般住宅特例0.15%→0.1%

固定資産税

一般住宅特例0.3%→戸建て:0.2%
マンション:0.1% 一般住宅特例(1/2減額)の適用期間
を延長 戸建て:3年→5年
マンション:5年→7年

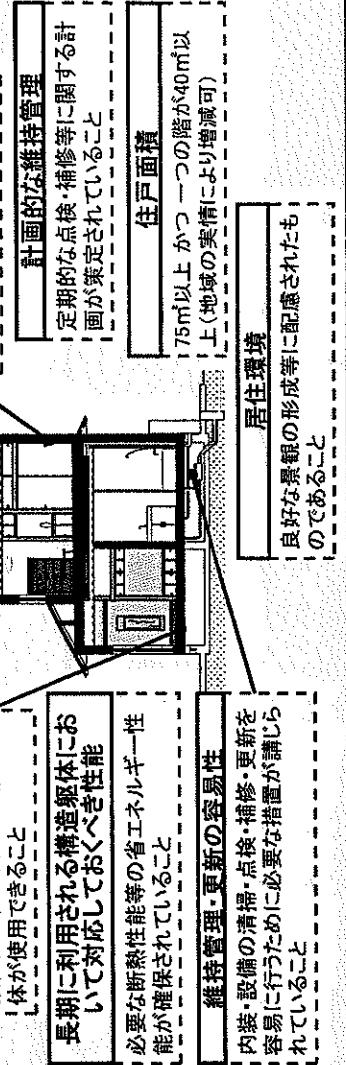
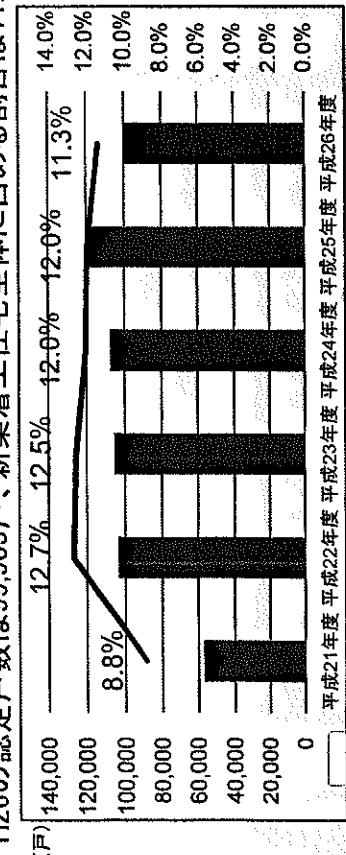
適用期限を平成30年3月31日まで2年延長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律

良質な住宅が建築され、長期にわたり良好な状態で使用するため、耐久性、耐震性、維持保全容易性、可変性等を備えた住宅を認定

認定の状況

H26の認定戸数は99,905戸、新築着工住宅全体に占める割合は11.3%。



買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長(登録免許税)

既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進め、国民の住生活の向上を図るとともに、市場規模の拡大を通じた経済の活性化に資するため、一定の質の向上が図られた既存住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置について延長する。

施策の背景

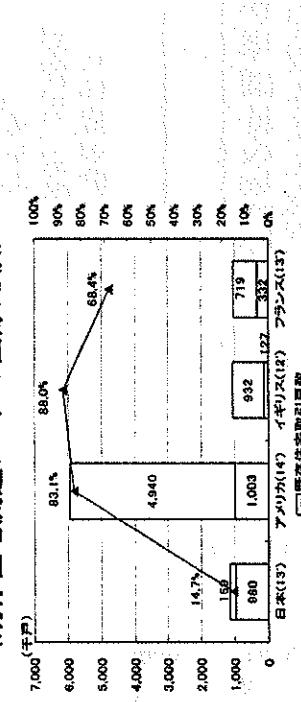
ライフステージに応じた住宅の無理のない負担での確保

- 住宅の一次取得者層である30歳代の平均年収及び平均貯蓄は低下傾向にある
- また、各世帯がニーズにあつた広さの住宅に住めでおらず、居住人口と住宅の広さにミスマッチが生じている
- そのため、子育て世帯等が良質な住宅を確保できるようにするなど、國民がライフステージに応じた住宅を無理のない負担で確保できるようにすることが必要であり、既存住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化が重要

既存住宅の流通シェアは、欧米諸国と比較すると低い水準

- 全住宅流通量に占める既存住宅流通量シェアは、歐米は70-90%に対し、日本は15%にとどまる

(既存住宅流通シェアの国際比較)



(参考)

- 「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月閣議決定): 中短期工程表「立地競争力の更なる強化」、「国民の「健康寿命」の延伸」
 - ・既存住宅流通・リフォーム市場規模を倍増【10兆円(2010年)→20兆円(2020年)】

要望の結果

買取再販は、ノウハウを有する宅地建物取引業者が効率的・効果的に住宅ストックの質の向上を図る事業形態であり、中古住宅の質に関する安心感を与えるものであることから、既存住宅流通・リフォーム市場拡大の起爆剤として期待。

- 宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための改修工事が行われた既存住宅を取得する場合に、買主に課される登録免許税の税率を一般住宅特例より引き下げることで、消費者の負担を軽減する。

リフォーム工事(一定の質の向上)※



所有権移転登記・0.1% (本則2%、一般住宅特例0.3%) (H28.4.1-H30.3.31)

※耐震、省エネ、バリアフリー、水回り等のリフォーム

適用期限を平成30年3月31日まで2年延長

耐震、バリアフリー、省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置の延長・拡充(固定資産税)

住宅の耐震化・バリアフリー化・省エネ化を進め、住宅ストックの性能の向上を図るために、住宅のリフォーム(耐震・バリアフリー・省エネ改修)をした場合の特例措置を延長・拡充する。

施策の背景

- リフォームにより住宅ストックの性能を高めるとともに、リフォーム市場を活性化することが必要。
【日本再興戦略における目標】2020年までにリフォーム市場規模倍増
- > 我が国の住宅ストックは量的にには充足。今後は「住宅を作つては壊す」社会から、「いいものを作つて、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へと移行し、既存の住宅ストックを最大限に活用することが重要。
- > 我が国の住宅投資に占めるリフォーム投資の割合は28.4%で、諸外国(英:55.7%、仏:53.0%、独:73.8%)と比較して小さい。

要望の結果

制度の概要

固定資産税

工事翌年(*)の固定資産税の一定割合を減額

	特例割合
耐震	1/2減額
バリアフリー	1/3減額
省エネ	1/3減額

(*) 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の耐震改修は2年間1/2減額

*耐震とバリアフリー又は省エネは重複適用不可。
バリアフリーと省エネは重複適用可。

適用期限を平成30年3月31日まで延長

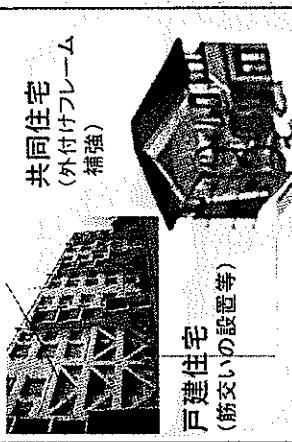
バリアフリー改修にについて、対象を拡充(築後10年以上を経過した住宅を対象に追加) (*)

(*)これまで、平成19年1月1日以前に新築された住宅のみに対象が限定されていた
※バリアフリー、省エネ改修については、改修後の住宅の床面積は50m²以上

バリアフリー改修工事のイメージ



省エネ改修工事のイメージ



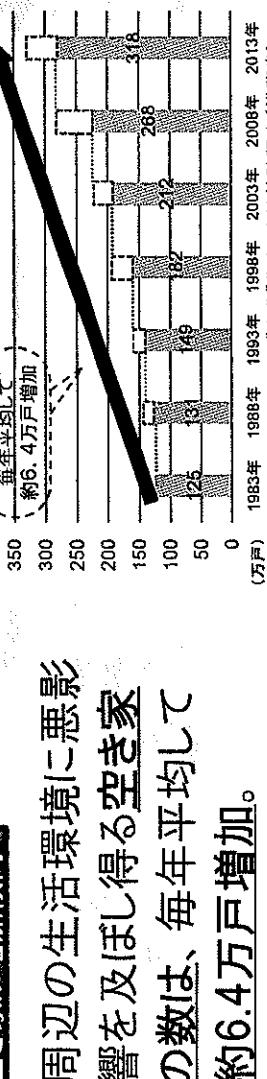
政策目標：住宅ストックの性能の向上 リフォーム市場の拡大を通じた経済の活性化

空き家の発生を抑制するための特例措置の創設(所得税・個人住民税)

空き家が放置され、周辺の生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、空き家の最大の要因である「相続」に由来する古い空き家(除却後の敷地を含む。)の有効活用を促進することにより、空き家の発生を抑制するための新たな制度を創設する。

施策の背景

空き家が増加傾向



空き家対策の位置付け

- 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年11月成立)
 - ・空家等の管理は、一義的には所有者の責任(第3条)
 - ・必要な財政上の措置及び税制上の措置を講じる(第15条)

- 骨太の方針2015(平成27年6月30日閣議決定)
 - 「空き家等の適切な管理・利活用を推進する」

問題となる空き家の実態

周辺の生活環境に悪影響を及ぼし得る空き家の約75%^{※1}は旧耐震基準^{※2}の下で建築され、そのうち約60%^{※3}が「耐震性のない」と推計。^{※4}

相続が原因で空き家が発生

居住用家屋が空き家となる契機として「相続時」が最多。
※1 被相続人のみが居住していた旧耐震基準の戸建て住宅等であり、相続を機に空き家となつたもの。
※2 相続以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合に限る。
※3 ※1のうち耐震性のないものは、耐震リフォームをした場合に限る。

要旨の結果

- 相続人が使う見込みのない古い住宅が空き家として放置され、それが周辺の生活環境に悪影響を与えることを未然に防止することが重要。

- 「使える空き家は利用し、使えない空き家は除却する」観点から、使う見込みのない空き家やその除却後の敷地の流通による有効活用を促進し、空き家の発生を抑制することが必要。

内容

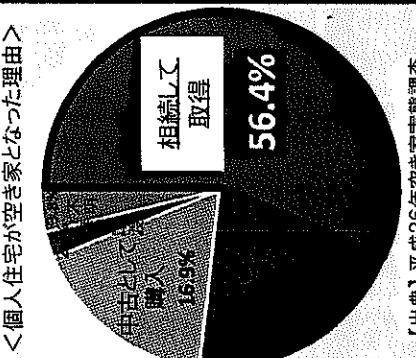
- 相続人が、相続により生じた古い空き家又は当該空き家の除却後の敷地を平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に譲渡した場合、譲渡所得から3000万円を特別控除する。

※1 平成26年空き家実態調査
※2 旧耐震基準:昭和56年5月31日以前の基準
※3 平成25年における住宅の耐震化の進捗状況の推計値として、平成27年6月に国土交通省が公表

※1 被相続人のみが居住していた旧耐震基準の戸建て住宅等であり、相続を機に空き家となつたもの。

※2 相続以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合に限る。

※3 ※1のうち耐震性のないものは、耐震リフォームをした場合に限る。



[出典] 平成26年空き家実態調査

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(所得税・法人税)

要介護状態にある高齢者の急速な増加に対応する必要があることから、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅供給を促進するため、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長する。

要望の結果

現 行	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等 5年間 割増償却 20%(耐用年数35年未満14%)
-----	---

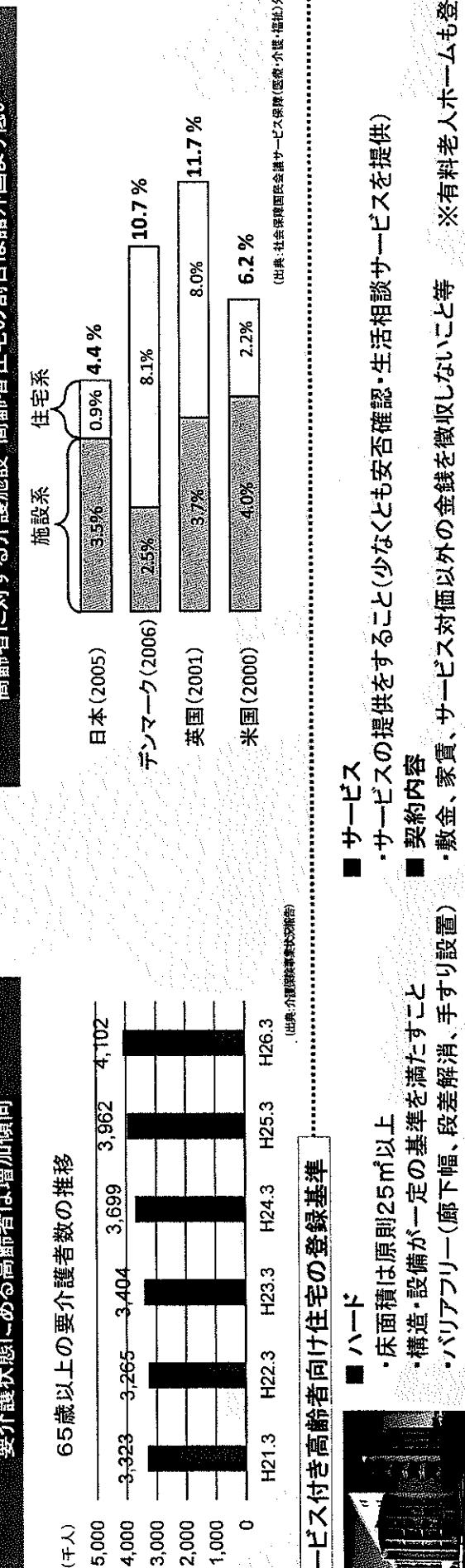
所得税・法人税

現 行	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得等 5年間 割増償却 14%(耐用年数35年未満10%)
-----	---

施策の背景

- 要介護状態にある高齢者は急速に増加しており、要介護の重度化等に対応した住まいの確保を図ることが不可欠。
- このため、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進することが必要。

要介護状態にある高齢者は増加傾向



サービス付き高齢者向け住宅の登録基準

ハード

- ・床面積は原則25㎡以上
- ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
- ・バリアフリー（廊下幅、段差解消、手すり設置）

サービス

- サービスの提供をすること（少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供）
- 契約内容
 - ・敷金、家賃、サービス料以外の金銭を徴収しないこと等
 - ※有料老人ホームも登録可



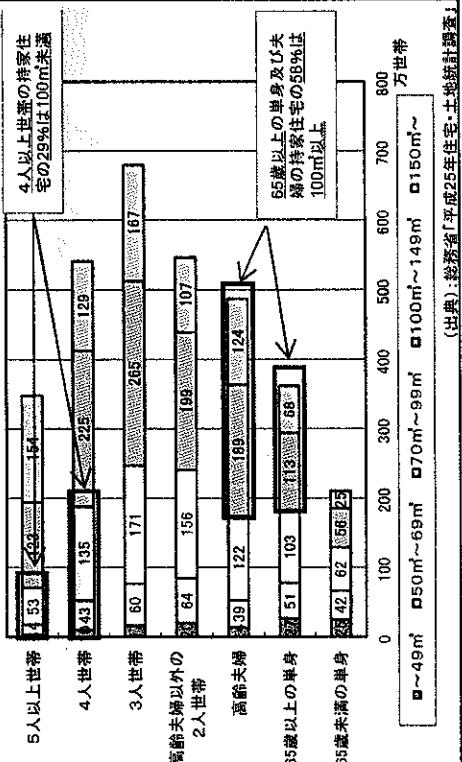
居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長(所得税・個人住民税)

国民一人が、それぞれのライフステージに応じた住宅を、無理のない負担で円滑に取得できる住宅市場を実現するため、
居住用財産の買換え等に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

施策の背景

居住のミスマッチ

世帯人口の多い世帯と高齢者単身・夫婦世帯が住む住宅の広さにミスマッチがみられる



要望の結果

譲渡損に係る繰越控除・譲渡益に係る課税の繰延べ

居住用財産の譲渡に当たり、譲渡損又は譲渡益が生じた場合に応じて、それぞれ税制上の特例措置を講ずる。

【譲渡損が生じた場合】

- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
→ 住宅の住替え(買換え)で譲渡損失が生じた場合であって、買換資産に係る住宅ローン残高がある場合は、譲渡損失額を所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)

・居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

- 住宅を譲渡した際に譲渡損失が生じた場合であって、譲渡資産に係る住宅ローン残高が残る場合は、住宅ローン残高から譲渡額を限度に、所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)

【譲渡益が生じた場合】

- ・居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例
→ 住宅の住替え(買換え)で、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以下の場合には、譲渡がなかつたものとして、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以上の場合は、その差額分について譲渡があつたものとして課税

住宅売却損益の発生状況 損得なし 2.8%



適用期限を平成29年12月31日まで2年延長

政策目標：多様なライフステージに応じた円滑な住替えの実現

三世代同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例措置の創設(所得税)

「希望出生率1.8」の実現に向けて、世代間の助け合いによる子育てしやすい環境整備を図るために、三世代同居に応じたリフォーム工事を行う場合に、税制上の特例措置を講じる。

施策の背景

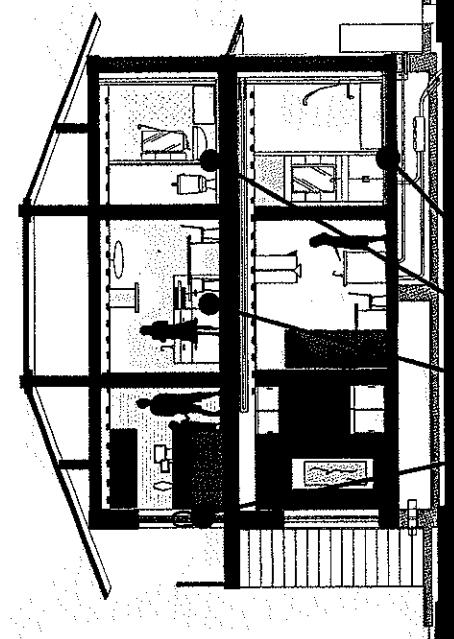
三世代同居に係る政策上の位置付け

少子化社会対策大綱
「世代間の助け合いを図るために三世代同居・近居の促進など多様な主体による子や孫育てに係る支援を充実させ、子育てしやすい環境整備をまち・ひと・しごと創生総合戦略」「三世代同居・近居の希望の実現に対する支援等に取り組む必要がある」

新・三本の矢（一億総活躍国民会議）
＜第二の矢＞「夢をつむぐ子育て支援」
希望出生率1.8がかなう社会の実現
子育て支援 - 三世代同居・近居の促進

三世代同居に係る現状・課題

- 子育て世代である30～40歳代の約20%が三世代同居を理想の住まい方と考えている。
- 一方、三世代同居世帯は274万世帯（全世帯5.2%）にとどまる。
- 住宅を三世代同居とする場合にはキッチン、トイレ、浴室又は玄関を増設・改修することが一般的。
- 三世代同居仕様とするためには、おおむね250万円のかかり増し費用が必要。

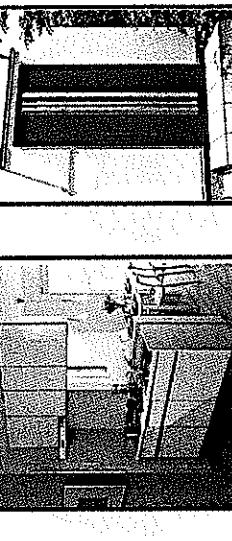


希望の結果

○三世代同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、以下の特例措置を講じる。

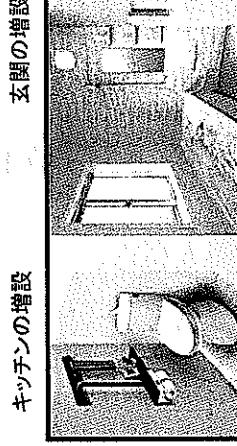
1. リフォーム投資型減税(所得税)

・対象工事に三世代同居対応工事を追加・工事費等の10%を所得税額から控除（対象工事限度額250万円）

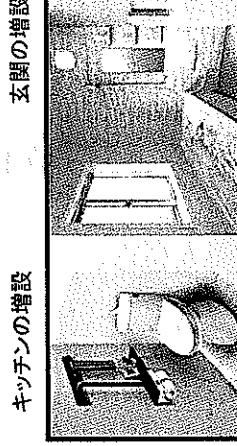


	限度額	最大控除額
耐震	250万円	25万円
バリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円	25万円
三世代同居	250万円	25万円

	対象工事限度額	最大控除額
バリアフリー・省エネ・三世代同居工事限度額	250万円	62.5万円（5年間）
その他工事限度額	750万円	



○適用期限：平成31年6月30日まで



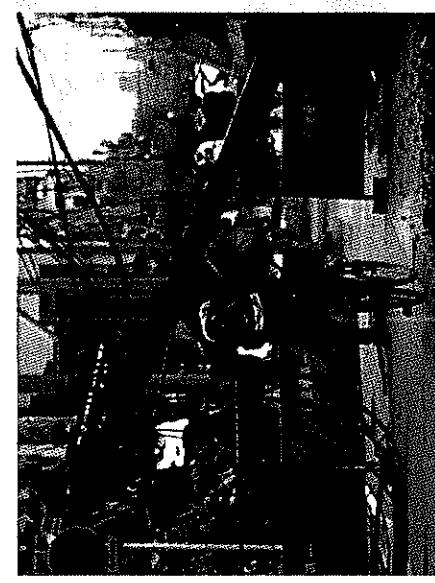
防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の創設(固定資産税)

防災上重要な道路における無電柱化を促進するため、一般電気事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置を創設する。

施策の背景

- 全国には約3,500万本の電柱があり、毎年約7万本ずつ増加している現状。
- 東日本大震災等では、電柱の倒壊により道路を開封する交通をはじめとする交通が発生。
- 災害時にかかる電柱の倒壊を未然に防止するためには、道路管理者と電線管理者が連携して無電柱化を進めることが不可欠。
- 防災上重要な道路の無電柱化を促進するため、道路管理者による道路法第37条に基づく新設電柱の占用禁止の取り組みに加え、電線管理者が整備する設備等のコスト負担を軽減する支援措置が必要。

〔地震発生時の電柱の倒壊状況〕



〔各種災害発生時の電柱の倒壊状況〕

災害	年月	名称	電柱の倒壊状況
地震	1995年1月	阪神・淡路大震災 (兵庫県南部地震)	電力:約4,500本※1 通信:約3,600本※2 <small>(供給支障に至ったもののみ) ※1 電線に掛かる電柱数のため、供給支障率一時的 ※2 ネットワーク</small>
台風	2003年9月	台風14号	宮古島市全体 電柱800本※3 <small>※3 伸縮能力調べ 倒壊した電柱により、通行不能箇所 が多数発生。</small>
津波	2011年3月	東日本大震災 (東北地方太平洋沖地震)	電力:約28,000本※4 通信:約28,000本※5 <small>(供給支障に至ったもののみ) ※4 電線に掛かる電柱数のため、供給支障率一時的 ※5 電線に掛かる電柱数のため、供給支障率一時的</small>

〔阪神・淡路大震災の例〕

要望の結果

- 防災上重要な道路における無電柱化を促進するため、電線管理者に対し固定資産税の特例措置を創設。

- ・対象施設:電線管理者が緊急輸送道路を行つ際で無電柱化を行つた電線等
- ・特例措置の内容:道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止している道路の区域:課税標準4年間1／2
上記以外の区域:課税標準4年間2／3

・特定期間:3年間(平成28年度～平成30年度)

津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置の延長(固定資産税)

市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」(推進計画)に基づいて民間企業が取得・改良を行った津波対策に係る港湾施設等に係る固定資産税の特例措置を4年間延長する。

施策の背景

- 臨海部には物流機能等が集積し、行政のみならず民間企業が所有・管理する港湾施設も多数存在。南海トラフ巨大地震等による津波の脅威に対しては、官民が連携した津波防災地域づくりが必要。
- 他方、津波対策は非収益投資であり、ランニングコストも高額となること等から整備が進みにくく、これを促進するためには民間企業が実施する津波対策に対する税制上の優遇が必要。

要望の結果

市町村が策定した「推進計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等(護岸、防潮堤、胸壁、津波避難施設)に係る固定資産税の特例措置を4年間延長。

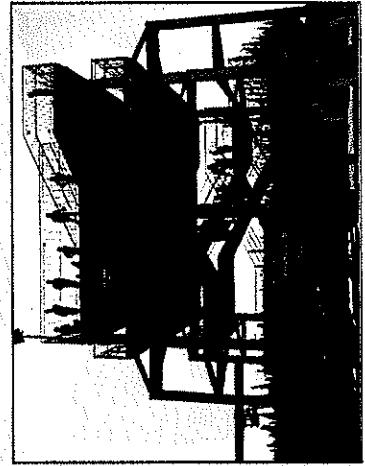
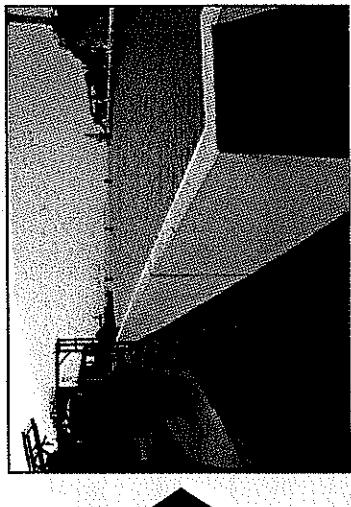
【特例措置の内容】

■特例内容

- ①大臣配分資産又は知事配分資産:取得後4年間、固定資産の取得価格に1／2を乗じて得た額を課税標準とする。
- ②その他の資産:取得後4年間、固定資産の取得価格に1／2を参照して1／3以上2／3以下の中間に於いて市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。

■特例期間:平成28年4月1日～平成32年3月31日(4年間)

【津波対策の例】



【護岸嵩上げ前】

【護岸嵩上げ後】

【津波避難施設の設置例】

低未用地が散在するまちのにぎわいを再生するための制度改正に伴う特例措置の拡充 (所得税・法人税・登録免許税・個人住民税・法人住民税・事業税等)

低未用地が散在する地方都市におけるまちのにぎわいを再生するための制度改正に伴う特例措置を拡充する。

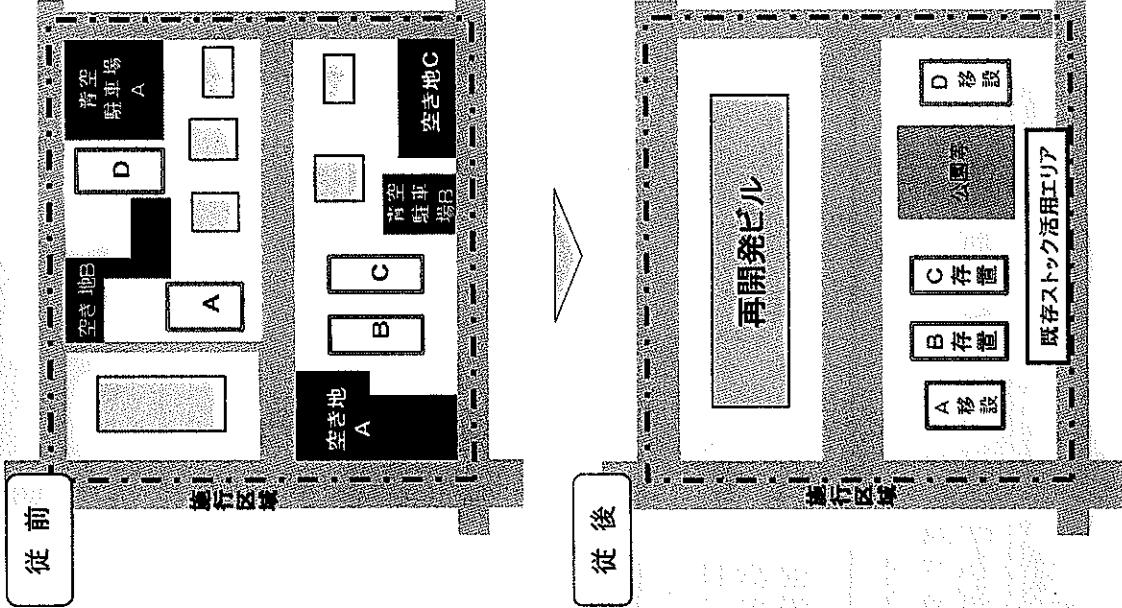
施策の背景

- 地方都市の中心市街地においては、大規模小売店舗の撤退や相続を契機とした空き家・空き店舗化が進展するとともに、青空駐車場等の低未利用地への転換が進展。建物が歯抜け状に点在する街並みが発生し、地域の活力が低下。
- このような状況に対応するため、有用な既存ストックを残しつつ土地の整序を行い、散在する低未利用地を集約して有効活用することが可能となるよう、市街地整備手法を多様化。
⇒連続的な街並みを形成し、にぎわいを創出。

⇒立地適正化計画や関連する支援制度を活用し、集約した低未利用地に、地域の核となる施設(医療・子育て支援・看護・介護等)を整備することにより、コンパクトシティの実現にも寄与。

【まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)(抄)Ⅲ. 2. (4) (イ) 地方都市における経済・生活圏の形成】
医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の誘導による都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成により、高齢者や子育て世代にとって、安心して暮らせる健康新たな生活環境の実現。
財政面及び経済面において持続可能な都市経営等を推進していく。

新たな市街地整備手法のイメージ



要望の結果

- 現行の市街地再開発事業に対し講じられている税制特例について、制度改正により創設される既存ストック活用エリア(個別利用区)に権利変換される場合にも、適用されるようになります。

【所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税】
・市街地再開発事業における個別利用区への権利変換における権利変換にかかる代替資産取得の特例又は5,000万円控除

【登録免許税】

・市街地再開発事業の施行に必要な登記について非課税

都市農業振興基本法の制定を受けた都市農地・緑地に係る所要の措置(相続税・固定資産税等)

都市農業振興基本法(平成27年4月22日法律第14号)の制定を受ける所要の措置を検討する。

施策の背景

都市農業振興基本法の成立(第189回通常国会)

- 都市農業振興基本法においては、都市農業の安定的な継続を図ること、都市農業の有する多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することが目的とされた。
- 政府は、都市農業振興基本計画を策定するほか、土地利用に関する計画の策定等のための施策、都市農地に関する税制上の措置等を講ずるものとされた。

都市農業振興基本法(平成27年4月22日法律第14号)(抄)

第8条 政府は、都市農業の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

第13条 国及び地方公共団体は、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成を図るために、都市農業のための利用が継続される土地に関し、的確な土地利用に関する計画が策定され、及びこれに基づき土地利用の規制その他措置が実施されるために必要な施策を講ずるものとする。

第14条 国及び地方公共団体は、土地利用に関する計画及びこれに基づく措置を踏まえ、都市農業が安定的かつ確実に継続されよう、都市農業のための利用が継続される土地に関する必要な税制上の措置を講ずるものとする。

これまでの検討経過

平成27年9月～12月

農林水産省と国土交通省で研究会を設置し、都市農業振興基本計画と関連制度等について検討

○今後のスケジュール(予定)

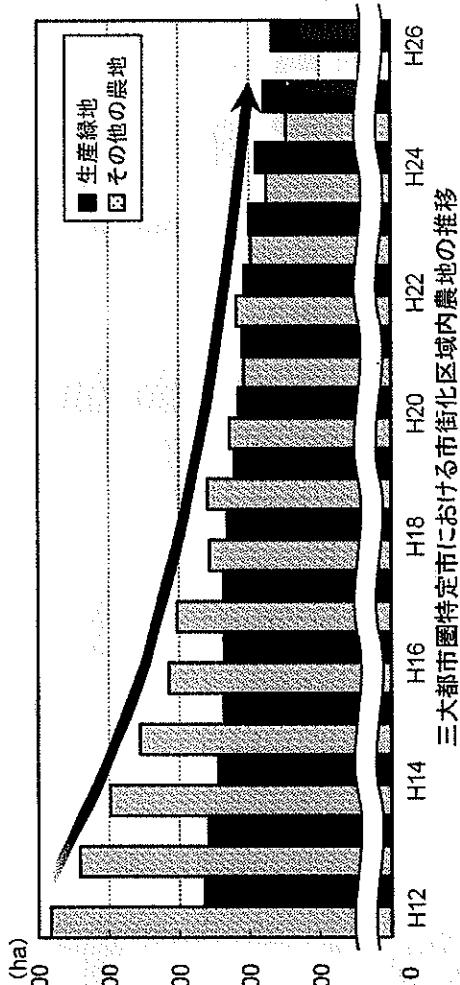
平成28年1月～2月

食料・農業・農村政策審議会、社会資本整備審議会
(基本計画の素案の審議)

2月～3月 パブリックコメント

3月頃 両審議会(基本計画案の審議)

都市農業振興基本計画の閣議決定



要望の結果

※平成28年度与党税制改正大綱(第三検討事項)において、下記のとおり記載。

都市農業については、今後策定される「都市農業振興基本計画」に基づき、都市農業のための利用が継続される土地に關し、市街化区域外の農地とのバランスに配慮しつつ土地利用規制等の措置が検討される場合の相続税の納税猶予制度の適用など必要な税制上の措置を検討する。

地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

一般物品の最低購入金額の引き下げ等により、地方における更なる免税店の拡大と消費の活性化を図る。

○「日本再興戦略」改訂2015－未来への投資・生産性革命－(平成27年6月30日閣議決定)(抜粋)
「2,000万人が訪れる年に、外国人観光客による旅行消費額4兆円を目指す」、「2,000万人が訪れる年に、日本全国で40万人の新たな雇用を生み出す」、「地方の免税店数を約6,600店(2015年4月)から、2017年に12,000店規模、2020年に20,000店規模へと増加させる」ことを目標にする。

施策の背景

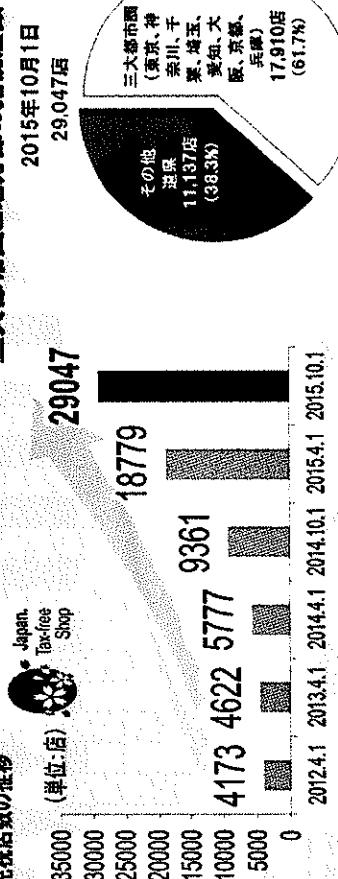
免税対象品目の拡大(2014年10月実施)、免税手続力センター制度やグループズ埠頭における免税店届出制度の導入(2015年4月実施)により、地方における免税店は順調に拡大しているものの、新たに現場で発生している諸課題を迅速に解決する必要がある。

(課題例)

・地方においてよく売れている民芸品・伝統工芸品等は、少額な販売が多く、現行の最低購入金額である10,000円に満たないことが多い。

地域の民芸品・伝統工芸品は単価が2,000～3,000円程度のものが多い

三大都市圏と地方部の免税店

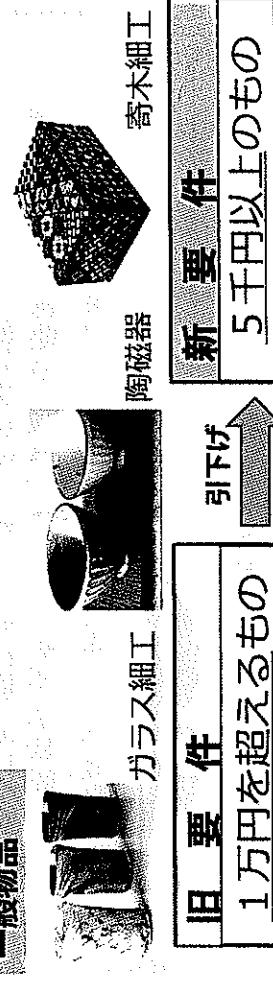


要望の結果

免税対象金額引き下げによる地方の消費拡大

○ 免税の対象となる、一般物品の最低購入金額を「10,000円超」から「5,000円以上」に引き下げる。(これに合わせ、消耗品の最低購入金額を「5,000円超」から「5,000円以上」に引き下げる。)

一般物品



免税手続の簡素化・利便性向上のための措置

■ 海外直送の手続の簡素化

○ 免税購入物品を免税店から直接海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続の簡素化を行う。

■ 免税手続力センター制度の利便性向上

○ 商店街の中に存在するショッピングセンター(商店街組合員)に入るテナント等が商店街の組合員でなくとも、当該テナントでの購入と商店街の組合員の店舗での購入を免税手続力センターで合算することを可能とする。

■ 購入者誓約書の電磁的記録による保管

○ 免税品販売時に免税店が保管する購入者誓約書について、電磁的記録により保管することを可能とする。

長期検討項目

免税手続の電子情報化に向けた検討

○ 将来的な免税手続の電子情報化に向けた検討する。

寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大 (所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

我が国における国際会議の開催件数を増加させるため、国際観光振興機構(JNTO)が国際会議の主催者に代わり寄附金を募り、交付金を交付する制度の対象となる国際会議の要件を緩和し、国際会議の誘致・開催を強力に促進する。

施策の背景

急速な経済成長を背景に、アジアにおける国際会議開催件数の増加は著しい状況にある。

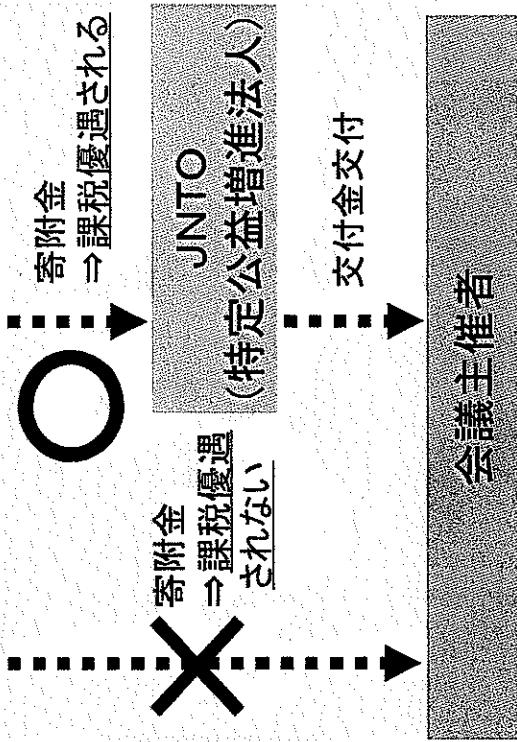
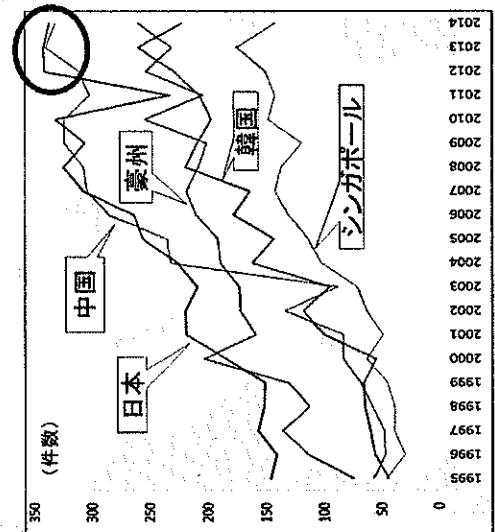
・国際会議は、学会や協会等の非営利の組織が主催しており、開催経費の多くは寄附に頼らざるを得ない状況であるため、寄附金を出しやすい環境を整える必要がある。

(参考)

「日本再興戦略」改定2015(平成27年6月30日閣議決定)において「2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。」目標を設定

制度の概要

アジア・オセアニア主要国
国際会議開催件数



要望の結果

以下の要件に合致する国際会議について、JNTOに寄附をした場合、寄附金の法人税・所得税が控除される。

<現行の主要な要件>	
外国人	おおむね50人以上
参加国数	日本を含むおおむね10か国以上
全参加者数	日本を含むおおむね200人以上
開催経費	おおむね2,500万円以上



<改正案>	
外国人	おおむね50人以上
参加国数	日本を含む3か国以上
全参加者数	要件撤廃
開催経費	おおむね500万円以上

⇒日本の国際会議の開催件数の底上げを行う。

JR九州の完全民営化に伴う税制上の所要の措置 (事業税・固定資産税・都市計画税)

平成28年度中の完全民営化を目標とするJR九州について、完全民営化後も、国土交通大臣の定める指針に基づき、地域の路線を適切に維持していく必要があること等に鑑み、現在の税制特例措置について、一定の激変緩和措置を設ける。

施策の背景

JR九州は、安定した経営基盤を確立しておりますが、平成28年度中の完全民営化を目指している。これに伴うJR会社法の改正により必要な、税制上の所要の措置をとるとともに、JR九州は、依然として鉄道事業が赤字であること、また、国土交通大臣の定める指針により、路線を適切に維持していくこと等に鑑み、現在JR九州に措置されている主な税制特例について、一定の激変緩和措置を設ける必要がある。

要望の結果

JR九州に対する、以下の主な税制特例措置について、平成28年度も現行どおり措置するとともに、
平成30年度まで、一定の激変緩和措置を設ける。

○三島特例(固定資産税・都市計画税)

【特例措置の対象】

JR九州が所有し、又は借り受け、若しくは利用する事業用固定資産

【特例措置の内容】

課税標準：28年度 現行どおり
(3／5に軽減)
29年度、30年度 3／5に軽減

適用期限：平成31年3月31日まで

○JR三島会社の事業税の資本割に係る課税標準の特例措置

【特例措置の内容】

28年度 現行どおり(資本金額に2を乗じたもの)
29年度 資本金と資本準備金の合計額を
3／4 控除

30年度 同 1／2 控除
適用期限：平成31年3月31日まで

三島特例対象(1／2)

28年度 連乗資産は
3／10 鉄道事業用固定資産
(国鉄から承継した資産)

鉄道事業用固定資産
(国鉄から承継した病院、診療所等)

鉄道事業用固定資産
(他から借り受けるもの)

承継特例対象(3／5)

鉄道事業用固定資産
(国鉄から承継した資産)

鉄道事業用固定資産
(国鉄から承継した病院、診療所等)

鉄道事業用固定資産
(他から借り受けるもの)

(資産の部) (負債・純資産の部)
流動資産 固定資産

国鉄長期債務見合
の資本準備金
資本準備金(資本金と同額相当)
資本金

莫大な額にのぼる国鉄長期債務
見合の資本準備金について、
引き続き資本利
の譲渡権から
の解除するところ
必要不可欠

課税対象

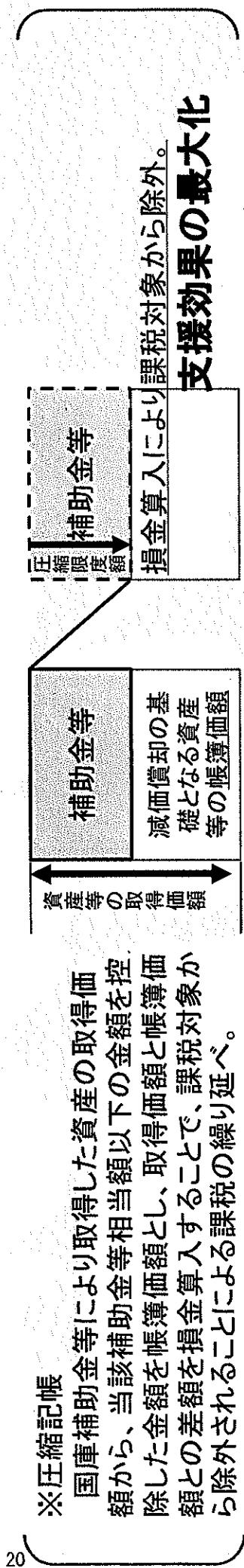
JR北海道・JR四国に交付する助成金に係る圧縮記帳（法人税）

鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道運輸機構」という）からJR北海道及びJR四国に対して交付する、設備投資助成金の100%圧縮記帳を行う。

施策の背景

JR北海道及びJR四国については、両社の経営基盤を確立し、経営自立を図ることを目標に、平成23年度より、経営基盤の強化を図るために、鉄道運輸機構を通じて、設備投資に対する支援を行っている。さらに、平成28年度より、必要な安全投資及び修繕を実施することができるようになるため、鉄道運輸機構を通じて、以下のとおり、追加的な支援措置を行うこととなり、圧縮記帳※の適用により支援の効果を最大限発揮させることが必要不可欠である。

- ◆追加支援の内容：JR北海道 1,200億円（助成300億円、無利子貸付900億円）
JR四国 200億円（助成 56億円、無利子貸付144億円）



要望の結果

- ◆特例措置の対象：
JR北海道及びJR四国が、鉄道運輸機構から交付する設備投資助成金※により取得又は改良した固定資産※両社が安全投資及び修繕を実施出来るようにするために実施する追加支援（平成28年度～平成32年度）によるもの
- ◆特例措置の内容：圧縮記帳（100%）



老朽車両の更新

軌道のPCマクラギ化

並行在来線の鉄道施設に係る特例措置の延長 (登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税)

整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から経営分離される並行在来線の譲受固定資産に係る特例措置を7年間延長する。

施策の背景

- 整備新幹線の開業に伴い、旅客需要が新幹線へ転移するため、輸送量は著しく減少。
- 近年の少子高齢化やモータリゼーションの進展等により輸送量は更に減少。
- 並行在来線を経営する第三セクター鉄道を取り巻く経営環境は、各社における様々な增收努力や経費節減努力、さらには沿線地方公共団体の財政支援をもつてしても、極めて厳しい状況。
- 並行在来線の経営を引き継ぐ第三セクター鉄道会社において、極めて厳しい経営状況となることが予想される中、その経営の安定化を図り、地域の生活路線・鉄道貨物輸送の維持、整備新幹線の整備の円滑な推進を図るために、本特例措置が必要不可欠である。

要望の結果

◆特例措置の対象

登録免許税

整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離される並行在来線の鉄道施設に係る土地等の所有権等の移転の登記
不動産取得税・固定資産税・都市計画税

整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離される並行在来線の譲受固定資産

◆特例措置の内容

登録免許税：免税 不動産取得税：非課税
固定資産税・都市計画税：課税標準20年間1／2に軽減
適用期限：平成35年3月31日まで7年間延長

- 北陸新幹線（平成34年度末開業予定）：北陸線の金沢～敦賀間
- 北海道新幹線（平成42年度末開業予定）：函館線の函館～小樽間
- ※九州新幹線（平成34年度から可能な限り前倒しで開業予定）
長崎線の肥前山口～諫早間の鉄道施設の所有は、自治体若しくは第三セクターの予定。運行は開業後20年間はJR九州が継続。その後の取扱は協議予定。

今後の並行在来線の経営分離区間

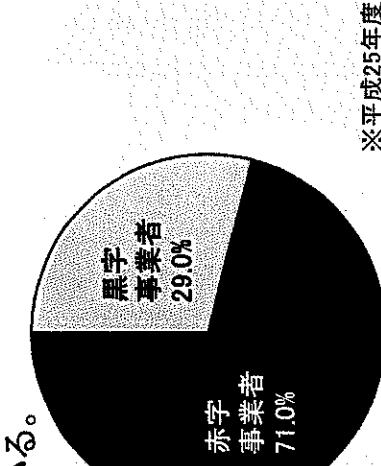
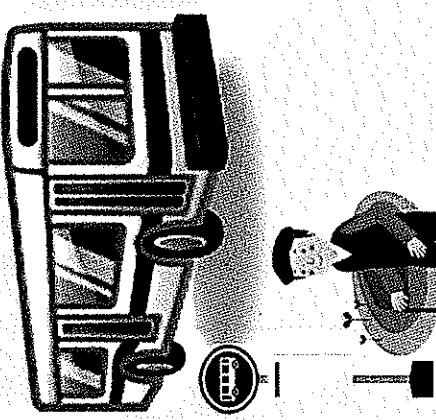
都道府県の条例に定める乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長 (自動車取得税)

地域住民の日常生活に不可欠な足としてバス路線を維持し、公共的使命を果たすとともに、高齢者や障害者をはじめとする誰もがアクセスしやすい公共交通機関としての役割の維持や環境にやさしい交通体系の構築を促進するために、老朽化した乗合バス車両の早期代替が重要である。

・輸送人員の減少・景気低迷・燃料価格の高止まり等
⇒バス事業者の経営は厳しい状況

乗合バス事業者の收支状況

乗合バス事業者の7割強が赤字事業者
となっている。



路線維持

バリアフリー化

環境性能向上

車両価格1,700万円の場合
自動車取得税【減税額】約31万円

要望の結果

地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を確保・維持・改善するため、都道府県の条例に定める路線(住民生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難なもの)の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置を平成29年3月31日まで延長する。

国内線航空機に係る特例措置の延長(固定資産税)

安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図るため、特例措置の適用期限を2年間延長

施策の背景

我が国航空会社の現状

- グローバル化や航空自由化の進展
- 国際航空市場で厳しい競争に直面
- LCCの本格参入など利用者ニーズの多様化に応じた新サービスの登場

地方路線を巡る環境

- 地方において顕著な人口減少・少子高齢化
- 内部補助など航空会社の企業努力による地方航空ネットワーク維持には限界
- 耐用年数を迎え、機材更新が必要な地域航空会社の小型機が増加

税制改正要望の結果

【現行特例措置】

200トン→	大型機 (B777等)	購入後3年 2/3に軽減
50トン→	中・小型機 (B767・B737等)	1年 その後4年 3/8 2/5に軽減
30トン→	ジョナーナル機 (ERJ等)	5年 1/1に軽減

【結果】

- ◇適用期限の延長
平成30年3月31日まで2年間延長
- 最大離陸重量200トン以上
最初の3年間2/3に軽減
- 最大離陸重量200トン未満
最初の5年間2/5
ただし、地方路線就航機(2/3未満は200トン以上と同率を適用)
- 最大離陸重量50t未満
初年度3/8
その後4年間2/5
○最大離陸重量30t未満
最初の5年間1/4
- 適用期限 平成28年3月31日まで

具体的施策

地方航空ネットワーク維持のための支援が必要

政策目標：現行の地方航空ネットワークの維持

車体課税の見直し（自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税）

○平成28年度の自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し及び延長、平成29年度の環境性能割の導入等については、以下の通りです。

乗用車のグリーン化特例については、以下の通り要件を見直した上で1年延長。
軽自動車及びひん・重量車のグリーン化特例については、現行制度のまま1年延長。

【乗用車】

(H28.4～H29.3)

【軽自動車】

(H28.4～H29.3)

対象車		内容		対象車	内容	対象車	内容	対象車	内容	対象車	内容	対象車	内容
対象車	内容	対象車	内容										
電気自動車 等	▲75%	電気自動車 等	▲75%	電気自動車 等	▲75%	電気自動車	▲75%	燃料電池自動車	▲75%	・天然ガス自動車	▲75%	・プラグインハイブリッド自動車	▲75%
2015年度燃費基準+20%達成 (2020年度燃費基準達成)		2020年度燃費基準 +10%達成		2020年度燃費基準 +20%達成		2020年度燃費基準 達成		2020年度燃費基準 達成		2020年度燃費基準 達成		2020年度燃費基準 達成	
2015年度燃費基準+20%達成 (2020年度燃費基準未達成)		2015年度燃費基準 達成		2015年度燃費基準 達成		2015年度燃費基準 達成		2015年度燃費基準 達成		2015年度燃費基準 達成		2015年度燃費基準 達成	
2015年度燃費基準+10%達成													

対象車		内容	
電気自動車 等	▲75%	電気自動車 等	▲75%
2015年度燃費基準+20%達成 (2020年度燃費基準達成)		2020年度燃費基準 +10%達成	
2015年度燃費基準+20%達成 (2020年度燃費基準未達成)		2015年度燃費基準 達成	
2015年度燃費基準+10%達成			

対象車		内容	
電気自動車 等	▲75%	電気自動車 等	▲75%
2015年度燃費基準+20%達成 (2020年度燃費基準達成)		2020年度燃費基準 +10%達成	
2015年度燃費基準+20%達成 (2020年度燃費基準未達成)		2015年度燃費基準 達成	
2015年度燃費基準+10%達成			

＜自動車取得税＞ 消費税率10%引き上げ時に廃止する。

＜環境性能割の導入＞ 現行の自動車取得税と比べて負担の軽減を実現。営業用車・軽自動車の上限税率は2%。

【現行の自動車取得税率(H27.4～H29.3)】

【環境性能割税率(H29.4～H31.3)】

対象車	2015年度燃費基準		2020年度燃費基準		対象車	2015年度燃費基準		2020年度燃費基準		対象車	2015年度燃費基準		2020年度燃費基準	
	達成	達成	達成	達成		達成	達成	達成	達成		達成	達成	達成	達成
乗用車	3%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%	0%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%
軽自動車	2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%	0%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%
営業用	2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%	0%	2%	1%	0.5%	0%	0%	0%	0%

【重量車】

(H28.4～H29.3)

【軽自動車】

(H28.4～H29.3)

対象車		内容		対象車	内容		対象車	内容		対象車	内容		対象車	内容	
対象車	内容	対象車	内容		対象車	内容		対象車	内容		対象車	内容		対象車	内容
電気自動車 等	▲75%	電気自動車 等	▲75%	電気自動車 等	▲75%	電気自動車	▲75%	燃料電池自動車	▲75%	・天然ガス自動車	▲75%	・プラグインハイブリッド自動車	▲75%	ASV装置を備える車両	ASV装置から350万円(1台装置)又は525万円(2台装置)を控除
2020年度燃費基準 +20%達成		2020年度燃費基準 +20%達成		2020年度燃費基準 +20%達成		2020年度燃費基準 +20%達成		2020年度燃費基準 +20%達成		2020年度燃費基準 +20%達成		2020年度燃費基準 +20%達成		ASV装置を備える車両	ASV装置を備える車両について取扱額を控除
2020年度燃費基準 +10%達成		2020年度燃費基準 +10%達成		2020年度燃費基準 +10%達成		2020年度燃費基準 +10%達成		2020年度燃費基準 +10%達成		2020年度燃費基準 +10%達成		2020年度燃費基準 +10%達成		ASV装置を備える車両	ASV装置を備える車両について取扱額を控除
2020年度燃費基準 達成		2020年度燃費基準 達成		2020年度燃費基準 達成		2020年度燃費基準 達成		2020年度燃費基準 達成		2020年度燃費基準 達成		2020年度燃費基準 達成		ASV装置を備える車両	ASV装置を備える車両について取扱額を控除
2015年度燃費基準 達成		2015年度燃費基準 達成		2015年度燃費基準 達成		2015年度燃費基準 達成		2015年度燃費基準 達成		2015年度燃費基準 達成		2015年度燃費基準 達成		ASV装置を備える車両	ASV装置を備える車両について取扱額を控除

対象車		内容	
電気自動車 等	▲75%	電気自動車 等	▲75%
2020年度燃費基準 +20%達成		2020年度燃費基準 +20%達成	
2020年度燃費基準 +10%達成		2020年度燃費基準 +10%達成	
2020年度燃費基準 達成		2020年度燃費基準 達成	
2015年度燃費基準 達成		2015年度燃費基準 達成	

- 自動車取得税における各種特例措置の確保>
- 自動車取得税において措置されていた以下の各種特例を環境性能割制においても措置する。
- 燃費性能等に応じて軽減された税率と各種特例の両方の適用が可能。

各種特例		内容	
条例バス特例		条例に定める路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る環境性能割税を非課税	
パリアフリー車両特例		パリアフリー車両について取得価額から100万円～1,000万円を控除	
ASV特例		ASV装置を備える車両について取扱額から350万円(1台装置)又は525万円(2台装置)を控除	
【自動車重量税】			

各種特例		内容	
【自動車重量税】			
○自動車重量税によるエコカー減税の累積に係る平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例(緩譲)について、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進的につなげることをめざして平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。			
○燃費性能割を導入する観点から、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進的につなげることをめざして平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。			
○自動車重量税によるエコカー減税の累積に係る平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例(緩譲)について、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進的につなげることをめざして平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。			

24

平成29年度

新たな物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の創設等 (所得税・法人税・固定資産税・都市計画税)

物流分野における労働力不足、より一層の地球温暖化対策の必要性等、昨今の物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、認定事業者が新たな物流効率化のための計画に基づき取得した以下の事業用資産を行なう。

施策の背景

現行の枠組み

【目的】物流の総合理化(輸送・保管・荷捌き・流通加工を一体的に実施)に伴う物流の効率化(輸送網の集約化等)促進

従前の環境対策に加え、昨今の物流をめぐる社会情勢(労働力不足等)の変化への対応の必要性

非効率的な物流

効率的で環境負荷の小さい物流

[物流総合効率化法の政策のイメージ]

現行の枠組みに加え、新たに創設する枠組み

【目的】輸送フローの効率化及びモーダルシフトの一層の促進による物流の効率化

新たな物流効率化のための計画に対する支援制度の創設

複数の事業者が共同で物流の効率化に資する計画を作成し、それに基づき事業を行なう場合、所要の支援措置を講ずるものとする。

要望の結果

新たな物流効率化のための計画に基づき取得した以下の事業用資産に係る特例措置の連携

○輸送と保管の整備促進

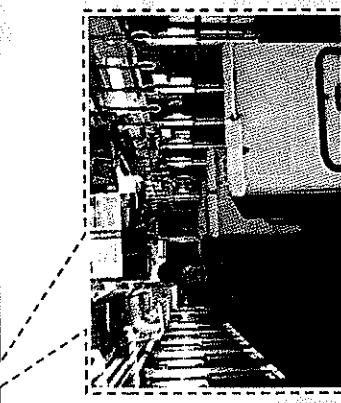
輸送拠点の併設、又はトラック予約システムを導入することで空車や手持ち時間を解消する。これにより、①輸送フローの効率化②生産性の向上を実現する。

○輸送拠点の併設

又はトラック予約受付システムの導入

[特例内容]
○倉庫事業者が所有する倉庫(施設及び附属設備)
・所得税・法人税
割増償却を5年間10%
・固定資産税等
課税標準を5年間1/2等
適用期限
平成30年3月31日

【特例内容】
・固定資産税
①貨物用鉄道車両の課税標準を、5年間2/3※
(※中小鉄軌道事業者は5年間3/5)
②貨物搬送装置の課税標準を、5年間3/5
・適用期限
平成30年3月31日



JR貨物が取得する機関車・コンテナ貨車に係る特例措置の延長 (固定資産税)

JR貨物会社が鉄道貨物輸送の効率化のために取得する、機関車又はコンテナ貨車に係る固定資産税の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- JR貨物が保有する車両のうち国鉄から承継した老朽車両は、依然、機関車の約4割、コンテナ貨車の約2割をそれぞれ占めていることから、環境に優しい鉄道貨物へのモーダルシフトを推進することによりCO₂排出量の削減を図るために、大量牽引・高速走行が可能な高性能車両への更新を推進する必要がある。

要望の結果

- ◆特例措置の対象 JR貨物が取得した大量牽引・高速走行が可能な機関車及び大量積載・高速走行が可能なコンテナ貨車

- ◆特例措置の内容 固定資産税：課税標準5年間3／5に軽減(※国鉄から承継した車両の更新に限る)
適用期限：平成30年3月31日まで2年間延長

JR貨物の機関車・コンテナ貨車の車両数の推移

■機関車

	H10.4 現在	H27.4 現在
旧国鉄車両	793(90%)	238(39%)
新造車両	87(10%)	379(61%)
計	880(100%)	617(100%)

■コンテナ貨車

	H10.4 現在	H27.4 現在
旧国鉄車両	4,062(50%)	1,347(18%)
新造車両	3,993(50%)	6,125(82%)
計	8,055(100%)	7,472(100%)

■鐵道貨物輸送の効率化のため、高性能車両の導入が必要不可欠



最高速度：110km/h
最高出力：1,920kW

最高速度：95km/h
最高出力：1,147kW

鉄道駅等のバリアフリーアクセスに係る特例措置の延長及び拡充 (固定資産税・都市計画税)

バリアフリー施策に係る課税標準の特例措置について、対象を拡充するとともに2年間延長する。

施策の背景

- 高齢化が進む我が国において、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題。

【移動円滑化の促進に関する基本方針(平成23年3月31日)】

- 一日当たりの利用者数が3,000人以上の原則全ての鉄道駅等
エレベーター等の設置することをはじめとした段差の解消
ホームドア等設備の整備
- (目標年次: 平成32年度)

- 公共交通機関のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大な費用がかかる上、取得した施設等の維持管理にもコストがかかるところではあるが、償却資産に対する固定資産税などを減額することにより、施設等の取得にかかる費用及び取得した施設等の維持にかかる負担が軽減されることとなることなどが見込まれる。

要望の結果

特例措置の内容

【特例対象】

- ・鉄道事業者等によるホームドアシステム及びその設置に係る償却資産(1日あたり利用者数10万人以上の駅)
- ・鉄道事業者等によるエレベーター及びその設置に係る家屋及び償却資産(1日あたり利用者数3千人以上の駅)

【特例内容】

- ・固定資産税及び都市計画税: 課税標準5年間2／3に軽減

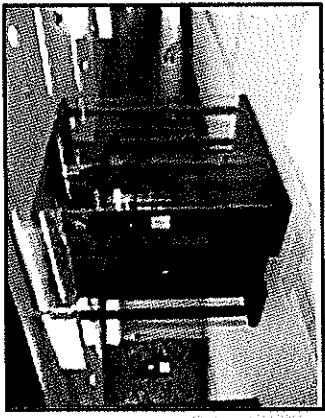
要望の結果

【対象の拡充】

- ・ホームドアシステム及びその設置に係る償却資産の対象に、「利用者数10万人以上の駅を含む路線の駅」、「バリアフリー法上の基本構想に位置づけられた駅」を追加

【期限の延長】

- ・適用期限: 平成30年3月31日まで2年間延長



国際船舶の登記に係る特例措置の延長・拡充(登録免許税)

施策の背景

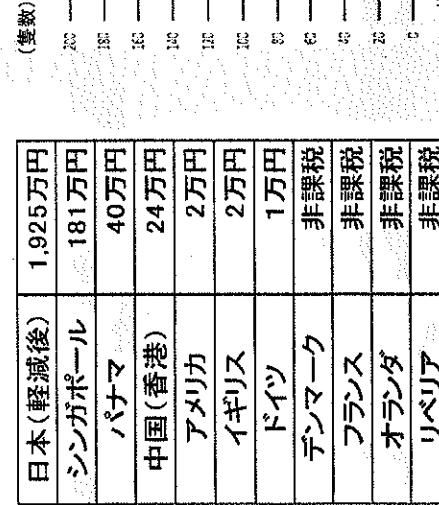
- 我が国は輸出入のほぼ全てを外航海運に依存する中、南シナ海におけるシーレーンを取り巻く諸情勢は急速に変化。また、大規模地震や原発事故の際の備えも必要。
- 我が国の外航船舶の登録税負担は、諸外国より著しく重い。
- このため、登録免許税の軽減を継続し、安定的な国際海上輸送の確保上重要な「国際船舶」(外航日本籍船)の着実な増加を図ることが喫緊の課題。
- さらに、近年の外国籍船を日本籍船に転籍させる動きを加速化させたため、船齢5歳以上(※)の一一定の船舶にも適用の拡充が重要。

※ 現在は船齢5歳未満の船舶のみが対象。

税制改正要望の結果

- 国際船舶に係る登録免許税の特例措置(3.5×1000(本則4／1000))
- 適用期限の2年間延長
平成28年4月1日～平成30年3月31日
- 特例対象の拡充
- 要件を一部見直した上、船齢5歳以上の船舶を追加

国際船舶の隻数推移



諸外国の登録免許税 又は登録料(1隻当たり)

国	登録料(1隻)
日本(軽減後)	1,925万円
シンガポール	181万円
パナマ	40万円
中国(香港)	24万円
アメリカ	2万円
イギリス	2万円
ドイツ	1万円
デンマーク	非課税
フランス	非課税
オランダ	非課税
リベリア	非課税

(注)船価50億円の貨物船(10万GT(6.8NT))の例

成田国際空港株式会社の事業用資産に係る特例措置の延長 (固定資産税・都市計画税)

成田国際空港株式会社(以下「成田会社」という。)の経営安定化を図り、成田空港の容量拡大・機能強化を着実に実施することにより、成田空港のアハブ空港としての地位確立を図り、我が国の更なる成長につなげるため、成田会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の軽減措置を2年間延長する。

施策の背景

成田空港の更なる機能強化を図り、
アジアのアハブ空港としての地位を確立するとの方針。

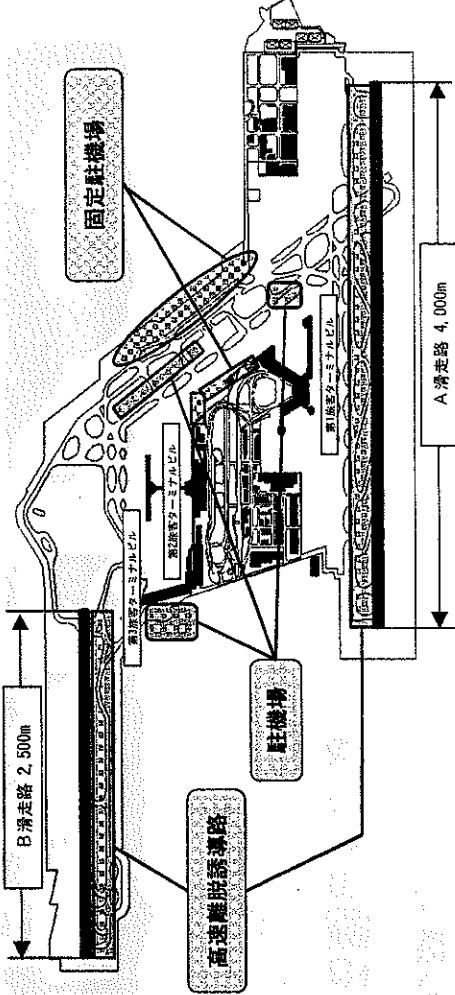
成田会社の経営のある方にについては、
首都圏空港における容量拡充の推移、
全国の空港経営の在り方に關する議論
を踏まえ、検討していく方針。

更なる機能強化の実現のためには、
多額の設備投資(駐機場、高速離脱
誘導路等)が必要

本特例措置の実現による負担軽減が不可欠

※成田空港の容量拡大・機能強化は、周辺自治体の税収増加に寄与するものであり、その推進を図ることが望ましい。

今後の施設整備概要



要望の結果

平成27年度末に措置期限が到来する成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の軽減措置(8分の7)について、適用期限を2年間(平成29年度末まで)延長する。

(対象施設)※現行の特例と同範囲



航空保安施設
エプロン

- ①空港基本施設の用に供する土地・構築物(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン)
- ②航空保安施設の用に供する固定資産(進入灯、滑走路灯、計器着陸用施設等)

IV. 主要項目以外の項目

1. 国土交通省主管

- 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除の特例措置の延長(所得税・法人税・個人住民税等)
- 民間都市開発推進機構の行う業務(支援限度額が拡充された共同型都市再構築業務)を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充(法人税・法人住民税・事業税等)
- 認定誘導施設等整備事業の公共施設等における課税の特例措置の延長(固定資産税等)
- 高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長(不動産取得税)
- 高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が事業の用に供する不動産の取得及び固定資産に係る非課税措置の延長(不動産取得税・固定資産税等)
- 認定低炭素住宅に係る特例措置の延長(登録免許税)
- マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置の延長(登録免許税)
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律における施行者又はマンション敷地売却組合が要除却認定マンション及びその敷地を取得する場合の非課税措置の延長(不動産取得税)
- 宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置の延長(不動産取得税)
- 昨年末の経済対策を含むこれまでの措置の実施状況や今後の住宅着工の動向等を踏まえた住宅市場に係る対策についての所要の措置
- 地域鉄道の事業用資産に係る特例措置の延長・拡充(固定資産税等)
- 被災鉄道路線の移設に伴う用地取得に係る登記に対する免税措置の延長(登録免許税)
- 新たな重量車排出ガス規制の導入に伴う特例措置の見直し(自動車重量税・自動車取得税)
- 特定離島路線航空機の範囲の拡大(航空機燃料税)
- 独立行政法人の組織の見直しに伴う税制上の所要の措置(国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人海技教育機構)
- 関西国際空港・大阪国際空港に係る公共施設等運営権の設定登録に対する特例措置の廃止(登録免許税)
- 国の補助を受けて取得した被災代替鉄道施設に係る特例の廃止(固定資産税)
- 被災した特定地方交通線特例の対象資産の代替資産に係る特例の廃止(固定資産税)

2. 他省庁主管

- 一時差異等調整引当額についての所要の措置(法人税・法人住民税・事業税)
- 特定の資産(被災区域の土地等)の買換えの場合等の譲渡所得に係る特例措置の延長(所得税・法人税)
- 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の延長
- 特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除の延長(所得税・法人税・個人住民税等)
- 東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業の移転元地の利活用を促進するための特例措置の創設(登録免許税)
- 復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長及び要件の緩和

- エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の延長・拡充(グリーン投資減税)
- 被災代替償却資産に係る特例措置の延長(固定資産税)
- 被災自動車等に係る特例措置の延長(自動車重量税)
- 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長等(自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税)
- 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長
- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置の延長(固定資産税)